

2018年3月30日

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課長 黒田 紀幸 様

安全保障貿易審査課長 三橋 敏宏 様

写) 安全保障貿易管理政策課長 西村 秀隆 様

## 旧誓約書の取り扱いに関する要望

一般社団法人 日本工作機械工業会  
専務理事 石丸 雍二



一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
専務理事 押田 努



2012年3月31日まで適用されていた大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（以下、「大量破壊兵器通達」という。）に基づき、輸出許可申請及び役務取引許可申請に先立ち、安全保障貿易審査課様に提出した需要者誓約書及び輸出者誓約書（以下、「旧誓約書」という。）並びにその誓約事項の取り扱いについて、下記の通り要望させて頂きますので、よろしく御高配の程お願い致します。

記

### 1. 要望

大量破壊兵器通達に基づく旧誓約書における誓約事項については、2012年4月1日に施行された輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（以下、「提出書類通達」という。）に基づく需要者等の誓約書（以下、「新誓約書」という。）における誓約事項への自動的な読み替えを認めて頂きたい。

## 2. 背景・理由

2001年8月に施行された大量破壊兵器通達では、需要者が旧誓約書及び同書類における誓約事項が掛かった貨物又は役務を再移転、再販売又は再輸出する場合には、安保審査課様から事前に同意を得る必要があった。

しかし、2012年4月に施行された提出書類通達によりこの仕組みが見直され、新誓約書及び同書類における誓約事項が掛かった貨物又は役務については、再輸出及びストック機の再販売を行う場合を除き、安保審査課様から事前に同意を得る必要が無くなった。

また、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページの Q&A 全貨物共通 4.誓約書 Q&A14 が掲載されたことにより、輸出者が安保審査課様に対して、旧誓約書を新誓約書に変更するための相談を行える仕組みが整えられた。

輸出者や需要者への負担を考慮して頂き、こうした仕組みの変更を頂いた経済産業省様に改めて感謝を申し上げるところである。

一方で、提出書類通達が施行されて5年以上が経過する現在においてもなお、旧誓約書に基づいて管理を行っている貨物や役務も多く存在する。

例えば、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械は耐久消費財であるため、輸出者及び需要者にて長期に亘って誓約書の保持及び誓約事項の遵守を続けなければならない。

(一社)日本工作機械工業会が行った調査では、旧誓約書が適用されていた2001年8月1日から2012年3月31日の間に発行された、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械の輸出許可数は11,895件、21,203台にも上っている。

表：旧誓約書のもと輸出許可を取得した工作機械の件数及び台数

	2001年 8月～12月	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 1月～3月	計
①輸出許可件数	203	564	742	775	869	1,097	1,640	1,610	673	1,508	1,764	450	11,895件
②輸出許可台数	296	855	1,070	1,207	1,372	1,911	2,676	2,737	1,329	2,906	3,962	882	21,203台

これらに掛かる旧誓約書を新誓約書に変更するためには、輸出者が需要者を訪問した上で新誓約書へのサインを取得しなければならないが、誓約書の切り替えを目的とした需要者への訪問を行えていない企業が多く、工作機械業界において誓約書の変更手続きが進まないのが実態となっている。

ただし、仮に工作機械業界が誓約書の変更手続きを行ったとしても、手続き件数が1万件を超えるようでは、これを審査する安保審査課様の負担も計り知れない。

したがって、産業界としては旧誓約書の自動的な読み替えをお認め頂くことにより、輸出者及び安保審査課様にとっても負担のないかたちで、全ての貨物及び役務を現在の誓約書制度に適用させることができるものと考える。

以上